

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（531）

2. 日 時：令和5年6月6日 13時30分～14時40分
14時55分～15時50分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官、秋本主任安全審査官、片桐主任安全審査官、

大塚安全審査官、小野安全審査官、平本安全審査専門職、

田代審査チーム員

技術基盤グループ シビアアクシデント研究部門

平等技術研究調査官、堀田技術参与

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（安全設計担当）、他9名

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）※、他5名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 付録2 原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価（SAE9 r. 8. 0）
- （2）泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 比較表 付録2 原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価（SAE9-9 r. 7. 0）
- （3）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（有効性評価 付録2 原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価）
- （4）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 有効性評価 付録2 原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価
- （5）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 54条（SA54H r. 6. 1）
- （6）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 54条（SA54H-9 r. 2. 1）
- （7）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）

- (8) ヒアリングにおけるコメント回答資料
- (9) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第35条 通信連絡設備（DB35 r. 8. 0）
- (10) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第35条 通信連絡設備（DB35-9 r. 8. 0）
- (11) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第35条 通信連絡設備）
- (12) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第35条 通信連絡設備
- (13) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 19 通信連絡に関する手順等（SAT119 r. 8. 0）
- (14) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 19 通信連絡に関する手順等（SAT119-9 r. 8. 0）
- (15) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）2. 19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】（SA62 r. 8. 0）
- (16) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 62条（SA62H r. 8. 0）
- (17) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2. 19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】（SA62-9 r. 8. 0）
- (18) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 62条（SA62H-9 r. 3. 0）
- (19) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（技術的能力 1.19 通信連絡に関する手順等）
- (20) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第62条 通信連絡を行うために必要な設備）
- (21) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.19 通信連絡に関する手順等
- (22) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第62条 通信連絡を行うために必要な設備

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁アキモトです。本日のヒアリングを開始します北海道電力3号炉の有効性評価の200度2Pd関係とかですね。はい。
0:00:15	それではまずは200度2Pdということで、
0:00:40	それでは資料4-1で、事業者から説明をお願いします。
0:00:53	はい。
0:00:55	北海道電力田口です。
0:00:58	今お話ありました通り、本日フロックに原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価、
0:01:04	のご説明と、そのあと、SA設備50条の補足説明資料についての説明をいたします。
0:01:12	最初の付録2の方ですけれども、コメント等をいただいている分についてはすでに回答済みとなっているステータスになっております。本日ですけれども、
0:01:22	比較表の一番後ろについている、
0:01:26	資料で、
0:01:27	女川で作成していた資料と、我々が作成してる資料で差異があるものがありますのでそれを、
0:01:35	作成する理由を作成しない理由についてご説明して、必要なものをそろっているということを、確認いただきたいと思っております。
0:01:42	はいじゃ、
0:01:45	北海道電力の尾川です。それでは資料4-2比較表の最終行につけております。作成状況整理表をもとにちょっと説明させていただきたいと思えます。
0:01:58	まず付録2の比較表の構成なんですけれどもこちらの表に記載の通り本文については大飯女川泊の3連で比較表を作成しておりますので0となっております。
0:02:10	補足説明資料についても比較表を作成しておりますが大飯伊方泊の3連比較表とさせていただいてまして、こちらの理由についてもヒアリングの中では口頭で説明させていただいたんですけれどもちょっと紙面上に見えてこない部分がありましたので、
0:02:26	今回このような整理表を比較表の最後に、付けさせていただくこととしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:31	補足説明資料における女川との比較での資料作成要否についてこちらの整理表ですけれどもこれも従前から整理していたものですが、ヒアリングの中ではご説明できていなかったところから改めて最新状況を反映しまして、
0:02:48	黄色ハッチングと赤字の部分になりますけれども、
0:02:51	今回比較表の最終行に追加させていただきました。
0:02:55	まずですけれども補足説明資料の方を大飯伊方泊の3連とさせていただいた理由なんですけれどもまずこちらに記載の通り、当該審査項目は発電用原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、
0:03:10	補足説明において、原子炉格納容器の各部位の限界温度圧力に対する詳細評価のほうを実施しております。PWRプラントBWRプラントでは、
0:03:21	原子炉格納容器の構造等、設備が大きく異なるため、PWRプラントとしての基準の適合性を網羅的に比較する観点から、泊と同じA PWR構成格納容器を有する伊方3号を加えた。
0:03:35	大飯34号炉、伊方3号炉、泊3号炉の3連比較表を作成させていただきました。ただし、一部ですねBWRの最新鋭審査実績も加えて、
0:03:45	記載の充実のほう図ってございます。
0:03:49	それ以外ですね参考資料といたしまして、女川では補足1から26という資料がついているんですけれども、
0:03:59	こちらの方とまとめ表、資料を作成しているものとしていないものがございますので、作成していないものについて理由の方栗野作成したものも含めてですけども理由を整理してございます。
0:04:13	大きくと三つの分類分けになりまして、まず泊には同様の設備がないものに係る資料、そういうものは作成しています。また、
0:04:24	泊では採用しない改良型E P D Mシール材に係る資料、
0:04:31	あと泊では先行P R、PWR同様に設工認の審査においてご説明させていただいた資料
0:04:41	大きく3三つの分類のものについては作成しないというふうに記載してございます。その中で
0:04:51	等補足8-200の2P dの適用可能時間を過ぎてから用いる限界温度圧力についてと、こちらも改良型E P D Mシール材に関わる資料ではあるものの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:06	それは直接の理由にはちょっと少しそぐわないかなというところでちょっとくたしでご説明させていただきたかったんですけども。
0:05:16	まずこの資料の中身なんですけれどもBWR、女川2号炉、共通で定めておるもので、7日間以降ですね、168時間以降の圧力と温度条件を、
0:05:32	150度1Pdで、女川でしたら、0.427MPa g a g eを超えないようにプラント状態を維持しますと、この7日目以降の話を整理されているものです。
0:05:44	こちら150.、定めている理由といたしましては、改良EPDMシール材の一般特性等を考慮して設定したもの、150度以上の温度域については試験等で確認していて一般的には150度っていうふうな、
0:05:59	設定がされているというふうに女川の資料では記載されております。泊3号炉ではそのような時間設定温度圧力設定ですね、していない、し不要とした理由については、
0:06:13	まず改良EPDM製シール材を使用していないということ。
0:06:17	また有効性評価における泊3号炉の原子炉格納容器雰囲気温度の最高値は141度、また圧力の最高値は0.36。
0:06:27	0MPa g a g eですので、有効性評価の範囲内において女川で設定しているような条件を下回るということを考えても、
0:06:38	7日目以降にこのような条件を設定する必要、必要はないというふうにして、資料作成不要としてございます。以上で説明終わらせていただきます。
0:06:52	規制庁アキモトですそれでは確認に入りたいと思います。今、
0:06:59	話にあったところろうですけどどうとりあえずじゃ、補足1から、
0:07:06	いこうかなと思うんですけど、設工認の審査において、
0:07:12	相当する審査を提出するため作成不要と判断しちゃってこれはちょっと理由になってないんじゃないですか。
0:07:19	そもそも
0:07:21	女川じゃなんでつけてるのっていうと、なんでつけてるんですけど。
0:07:32	規制庁秋本です待って、何の作業をされてるかっていう等、最新の審査実績を踏まえて、
0:07:42	審査し、資料、まとめ資料を作ってるんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:49	それを、
0:07:51	考慮してもう、
0:07:53	こういうことでいいんですか。
0:10:05	規制庁アキモトです。ちょっとここの書きっぷりって、そもそも北海道電力の
0:10:13	去年ぐらい、一昨年ぐらいからなんですかねやっている、その最新の審査実績に合わせてT、
0:10:24	窓口を作るっていう、その方針にこれ則ってる説明っていうことでいいんですか。
0:10:34	北海道電力の岡田でございます少し社内の調整うまくできてなくてすみません我々としても
0:10:41	女川さんの最新申請して女川だけじゃないですけどもそれで設置許可の資料として必要だというところで、いろんな資料を付け加えていると。
0:10:52	いうのを踏まえて、泊としても、
0:10:55	同じように、必要なもので、設備がないとか、何ていうか、BWRとプラント、
0:11:02	の差異があって、それはつくれないと作りようがないものについては作らない、それ以外のものについては作りますという方針の中でいて、今ちょっとこの貫通部リストとか、その辺
0:11:15	そういう類のものなのかももう1回ちょっと確認をさしてもらって、それで必要であれば、しっかり作らせていただきたいというふうには思います。
0:13:42	規制庁アキモトですちょっと華Cオワー。あんまり時間を使いたくないものの、資料作成のマインドの話になるので、ちゃんと
0:13:54	聞いた方がいいかなとは思うんですけど、この説明だと、
0:14:01	先行PWR2、
0:14:05	合わせるだけでいいものが
0:14:08	何ていうんでしょう
0:14:11	そうね。
0:14:13	だから、有効性評価とかも、
0:14:16	構文とかも含めて、
0:14:19	検討をちゃんとして、
0:14:22	BWRの最新の審査実績も含めて、
0:14:29	いるいないを判断してやっていますと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:33	これは別に設工認、
0:14:36	で説明するからいいですよっていう話だったら、じゃあBWRだ ってつけなくてよかったけどつけて、
0:14:46	だからBWR2 確認。
0:14:50	した上で、
0:14:52	いや、つけなくて、
0:14:54	いいものだったんですけど僕らつけちゃいましたみたいな話だっ たらしょうがないかなと思うんですけど。
0:14:59	いや、
0:15:01	そういうことなのかがちょっとこれだけだとよくわからな い。
0:15:10	S C
0:15:11	なんか、この200度2P dの、
0:15:15	ところだけ何か、
0:15:20	ちょっと浮いてるっていうか、DBとか、有効性評価。
0:15:26	手順。
0:15:28	この資料から見ても何か、
0:15:33	こういう言い方ってしてるんですけど。
0:16:55	北海道電力の尾川です。
0:16:59	例えば補足12の原子炉格納容器の耐震性についてという評価で は、
0:17:07	基準地震動についてこちらも女川の方で暫定評価っていうふうに 記載がありましたけれども、これをちょっと先行して先取りして ですね確認されているというような、
0:17:20	のものもございまして。
0:17:23	日PWRではEPDMの検討というのはキョウケンで、BWR系 保険でかなり
0:17:37	やられていて、最終的にここの貫通部を応答EPDMに交換しま すというような、詳細な検討がなされていると、そういう部分が この補足一連ですね。
0:17:53	説明されているというような位置付け等理解してございます以上 です。
0:18:05	規制庁アキモトですじゃあ、その理解って何かあれですか、エビ デンスとかついてるんですけどつけかえるEPDMのためにつけま したっていえるんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:15	それを理解してるっていうのは北海道電力の理解。
0:18:19	だけなのかちょっとよくわかんないすけど。
0:18:25	いや、何ていうんでしょうそれ。
0:18:28	判断が本当にそれでできるんだったら、
0:18:33	あれじゃなんで補足 12 って何かあれなんですか。改良 EPDM の話って、何で書いてこないんですか。
0:18:41	作成不要としては、理由 2 個超えてないですか。
0:19:44	北海道電力田口です。今お話をさせていただいてる通り我々必要なものは必要というふうに判断をして、必要じゃないものは代表的なものでいくと、改良型の EP、
0:19:56	DM 剤、
0:19:57	の話で切ったんですけれどもその中でも関連する中で、後段で説明が入るようなものについては、後段で説明をしますのということを書いた。
0:20:07	気持ちはちょっとありますので、その資料が今の段階でつくれるかつかれないかという観点での、ちょっと記載として期待というか、考え方の説明にはなってない。
0:20:18	あとは、
0:20:19	思います。
0:20:20	なので、
0:20:23	何だろう、今作る必要があるとかないかじゃなくて、関連する資料として必要か必要でないかという点。
0:20:31	まとめていくと、EPDM に関わるものなのかどうかっていうところが一つの
0:20:36	大きな区分点になって分けましたので、
0:20:39	その観点で、
0:20:42	書き直すかな。
0:20:43	でもリストは確かにつくれないのかと言えば、つくれますという、
0:20:53	すいません我々、
0:20:55	ちょっと、
0:20:57	東北の方への確認とかもまだできていないですけれども、我々の理解が間違ってる可能性もあるので、
0:21:04	まずちょっと確認させていただいて、
0:21:08	思い違いがあれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:10	必要なものとして必要なものというか、
0:21:13	つくれないものではないということで作っていく方針で対応したいと思います。
0:21:31	規制庁アキモトです。
0:21:34	今のまとめ資料の作り込みとか、方針をちょっと改めて確認していただいて、
0:21:45	単純についてないじゃないですかって言われないように、
0:21:51	首藤。
0:21:53	しといてもらえないと。
0:21:56	ちょっとそんなところまで我々がいちいち言うことはないんですけど、
0:22:02	何となくこれは今までの資料作成の、
0:22:06	方針から外れているような気がするのD。
0:22:11	トーンン。
0:22:14	そう。
0:22:17	そうね。何かありますこれイシカワさん、これでいいんですか。
0:22:21	はい。北海道電力の石川です。大変失礼しました
0:22:25	資料のですね構成ですとか構文或いはそれを含む最新の審査実績の反映っていうのをしっかりやっていくっていうのは基本方針であります、
0:22:37	これ弊社の関係者全員が認識しておるところです。今のところですねなぜこうなったのか、或いは、なぜこれで適切判断したのかと。
0:22:49	ちょっとおくれればせながらちょっと私の方でもですね確認させていただいて基本方針に沿った対応、徹底いたします。
0:22:56	すいません。答えになってますでしょうか。
0:23:01	規制庁秋本ですわかりました。事務局含めて、
0:23:06	運行の対応が、
0:23:08	巢でいいんだっていうんであればバーがしっかり。
0:23:13	審査会合とかでも、
0:23:15	議論できる。
0:23:16	ほどの、なんすかねネタを準備しといてもらったらいいのかもしれないですけど、これでいきたいっていうんであれば、
0:23:24	それなりの対応ってことですかね。ということになるかなと思いますと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:29	すいません北海道電力の石川でございます。
0:23:33	そうですね先ほど申し上げましたけども、その最新の審査実績を反映するということでそれは資料構成も構文も含めてあと資料のありなしも含めて反映するんだっていうここはもう基本方針でありますので、
0:23:46	今のこの書き方が、基本方針に沿ってるんだけれども、書き方がまずいのか、或いは対応そのものが、基本方針に沿ってないのか、すいません、改めて。
0:23:56	よく確認させていただきます。
0:24:00	規制庁アキモトですわかりました。それで、あとは、ちょっと中身の話ですけど8、補足8。ウワー。
0:24:08	確かに改良EPDMの話から、
0:24:13	スタートはしているものの、
0:24:17	7日以降の話まで触れて、
0:24:20	資料を数作って、ルー
0:24:25	BWR、
0:24:28	D、終わった竣工の資料をもう1回見直したんですけど、
0:24:32	特段あれなんですよ、改良EPDMだから。
0:24:36	こうしなきゃいけないって、7日以降やんなきゃいけないっていう書きっぷりにはなってなかったと思うんで。
0:24:46	PWRで同じような観点は、
0:24:50	ないんですって言い切れるんですか。
0:25:03	北海道電力の尾川です。
0:25:06	これ150度という観点については、改良EPDMシール材の一般特性を考慮して設定しましたというふうに、ことが非常に記載がありますこれ、どうしてそうしたかというのと、
0:25:21	100、200度までは実際に何かで試験をやって確認はしているものの、嘘そのものの特性としてですかね。
0:25:31	150度までっていうふうにシール材の一般的な許容値を超えないような管理をすれば7日目以降、長期間にわたって問題ないでしょうっていうような、
0:25:44	記載だと理解してますので、この一般特性のを、改良EPDMシール材の一般特性という値、一般特性の150度というふうに認識してございます。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:57	規制庁秋本ですじゃあ値はわかったので、そしたらじゃあPは7日以降はどう考えてるんですか。
0:26:11	200度2Pdではなくて、少なくとも応答。
0:26:18	ん7日目以降については設定していないとそれはここに記載の通り、そもそも有効性評価の温度って、最高温度ってのは141これも45時間、約45時間時点ですけども141度の
0:26:32	圧力が0.360MPaで、45時間以降ならかに低下していくっていう形になります。7日目以降もどうなってるかっていうと少なくともその141の0.37、36、
0:26:47	0MPaを超えるようなことはありませんので、
0:26:51	特にBWRで設定しているような温度の設定ってのは不要というふうに考えてございます以上です。
0:27:09	規制庁秋本です。温度の設定は不要っていうか、
0:27:16	だったらあれなんすかね何。
0:27:20	何度だったらいんですかじゃ7日目以降は別に、
0:27:24	それ設定しません。
0:27:28	設定しません。でも、
0:27:32	141度はあって、150度じゃなくても、もう全然良いとは思ってますけど、
0:27:43	北海道電力の方は、7日目以降251以下であることが確実なので、そういうクライテリアを設ける必要はないというふうに、
0:27:53	記載しています。
0:28:06	すいません補足させていただきますと女川2号炉の場合は最高温度が178度とか180、150を超える温度域なので、有効性評価の最高温度なので、
0:28:18	7日目以降は一般特性を考慮した温度域で担保しますと。
0:28:25	というふうな
0:28:28	なんすかね150を超えた状況。
0:28:32	が最高温度であって、Pの場合はPというか泊さんホールの場合には150度、最高温度がそもそも150度以下ですよと。
0:28:42	すいません。よろしいですか。はい。
0:28:45	規制庁堀田ですけどちょっと横配慮して申し訳ございません。
0:28:49	EPDM。
0:28:52	において150度って何か製品の
0:28:57	設計、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:58	いいですか、設計最高使用温度のような、
0:29:02	であれば、例えばシリコンゴムシリコーンゴムでいいんですかね、現状でいうと、
0:29:07	それではその相当する値、
0:29:11	スペックというのは存在するんですか。
0:29:16	シリコンについても 200 度 2 P d で問題ないことを確認してございます。ただ、すみませんちょっと一般特性について、何度ということはちょっと今即座に回答できないのでちょっと確認させてください。そこを区別したほうがいいと思うのは
0:29:34	もちろん E P D M を使ったとしても 200 度 2 P d と、
0:29:37	いうクライテリアを維持するのでそれはそれで、実験等やって、
0:29:42	個別に、
0:29:44	確認してるわけですね。
0:29:46	それってでもやっぱり、長期、
0:29:50	を考えた実験をやってますかって言われたらつらいところあるわけですね。
0:29:54	その状態で、長期安定化って長期安定化って多分今のライセンス審査では、そこまで厳密にカバーしてない世界な。
0:30:03	だと思うんですけども、それにしても、
0:30:08	有効性評価の S I 対策で、
0:30:11	状態を、安定化した後、そのあとのことを全く考えないのかあったら、その考える部分あって、その一つのかなというふうに感じてるんですけども。
0:30:22	そこで、
0:30:24	実験でカバーできない。
0:30:26	そういう長期の密封性と言う健全性っていうんですかね、健全な設計漏えいでおさまる範囲っていうことに対して、
0:30:37	説明している一つの要素であると。
0:30:40	で考えるならば E P D M が、
0:30:44	資料になったとしても、同等のものっていうのを位置づけるっていうのは、
0:30:48	極めて合理的なのかなって感じるんですけど。
0:30:57	北海道電力の尾川です。趣旨承知しましたちょっと確認させてまた検討させていただければと思います。以上です。
0:32:03	規制庁アキモトでそれで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:10	その後は、
0:32:14	ストップ、
0:32:16	等、
0:32:19	電送。
0:32:22	はい。
0:32:26	ちょっと作成不要としている理由等もですねまた見直されると思うんで、出てきたやつをまた確認をしたいと思います。
0:32:39	その他何かありますでしょうか。
0:32:42	この件以外でも大丈夫ですけど。
0:32:48	すいません規制庁の丹伊田と申します。
0:32:52	ちょっと
0:32:54	今確認してもらった箇所と、
0:32:56	ちょっとは変わるかもしれないですけど、
0:32:59	資料4-1のエアロックのところで、市ルールの建設について、
0:33:05	資金をされているところに、
0:33:07	確認されたと思いますけれども、
0:33:10	これこちらから記載。
0:33:13	やった証券というのが、
0:33:16	マース放射線量と圧力と温度で試験条件されてると思うんですけど、
0:33:22	実際ただ各事故の状況になってくるとFPが出てきて、その中でフィード要素とかが、
0:33:29	出てくると思うので、
0:33:31	馬脚的なことで、影響あるんじゃないかなって考えてるんですけどもそういうことをどのように体制考えた。
0:33:41	られるのかなと。
0:33:43	北海道電力の尾川ですけれども今ご指摘いただいたところ参考資料ございまして、
0:33:55	参考資料の4ですねこちらに貫通部のFP沈着による影響っていう資料がございまして、
0:34:05	こちらの中で別紙があり、別紙2でFP発熱の核種による菌割合等々、FPをのOWTFたくも考慮してですね、
0:34:16	検討なされている別の資料を添付している状況ですこちらの中で説明されていると、いうふうに理解しております以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:28	途中の資料も確認した時は、熱的な部分を書いてあったという基礎認識だったんですけども反応についても、
0:34:38	特に
0:34:40	カバーした状態っていう認識でよろしいでしょうか。
0:34:46	北海道電力の方が、すみませんもう一度反応というところ、化学反応ですか。
0:34:53	各本。
0:35:32	北海道電力のオガワでちょっと確認させていただいて別途回答させていただければと思います以上です。
0:36:03	規制庁アキモトでその他WEBの方も含めていかがでしょうか。よろしいでしょうか。
0:36:11	では、200度2Pdは以上で次は、
0:36:17	54条の補足説明資料ですかね、担当者が変わります、座席の変更とかあれば、休憩しますけど。
0:36:35	じゃ、200度2Pdは以上にしたいと思います。お疲れ様でした。
0:36:43	それでは続けて、54条関係の説明をお願いします。
0:36:51	はい。北海道電力のイチタニです。
0:36:54	まず火資料5-3のヒアリングコメント回答リストがありますのでそ例をまず触れつつ、補足説明資料の、
0:37:05	何ていうんでしょうか修正方針みたいな辺りのお話をしていこうかと思えます。まず、コメント回答リストですけれども資料5-3。
0:37:16	三分の3に今回御説明の部分の黄色いセルがございます。ナンバー10番です。こちらセット数の話ですね。
0:37:30	スプレインズルのバックアップとして1セット2個と記載すべきではないでしょうかという、確認をいただいております。
0:37:40	今回対応状況本日一部説明ってなってるんですけども、
0:37:45	これは本日補足説明資料の本体と比較表を用意したんですけど本文用意してございませんでしたので一部説明してますけれども回答方針といたしましては、右の回答概要欄にありますように、
0:38:02	バックアップをセットで持つという、
0:38:07	記載の仕方をは基本的に、記載の仕方というかまずバックアップ自体をセット単位で持つという考え方自体は、ありませんと。
0:38:18	大井も、この部分、この50条については1セットという書き方してますけど他の可搬型衛星設備について、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:28	1セット、オノ及びを持つというような書き方はしておりません。
0:38:34	そういう状況でございますので、バックアップとしては、
0:38:40	必要な何だっけ。
0:38:43	必要な保有数を持ちますという考え方ですので記載の見直しをし、このセット数の予備の数の部分について現状のままとしたいと思えます。
0:38:57	本日一部説明ですけれども、資料反映箇所なしで、6月末にまた後ご提出する際に、本体をお出しいたします。
0:39:09	続きましてNo.11は、補足説明資料側のコメント回答ですので、補足説明資料を順番にやっていく中で、
0:39:19	この、この部分が来たときにまた触れさせていただこうと思えます。はい。
0:39:32	はい。北海道電力、鈴木です。補足説明資料につきまして私の方からご説明させていただきます。資料につきましてお出しさせていただいている資料5-1、それから5-2になります。
0:39:44	まず今回お出しさせ、している資料の説明になりますけれども、資料5-1の、
0:39:50	右側にあります目次に記載してあります通り今回の資料提出範囲としましては、
0:39:57	資料5-1から順に54の16番まで、54-5を除く。
0:40:05	ものを今回提出させていただいております。
0:40:08	まずは54-1から54-9の資料について、まず説明させていただきます。
0:40:17	こっからはですね、資料の5-2に基づいて、
0:40:21	説明を順次させていただきたいと思えます。
0:40:25	資料の5-2になりますけれども、まず1枚めくっていただいて、
0:40:30	こちら、資料のですね全体的な構成の説明を記載しております、頭から順に簡単に説明させていただきますけれども、
0:40:41	補足説明資料としての構成としましては、
0:40:46	S A設備一覧表から始まりましてこれは43条の資料、今日の2の類型カーに合った形です。設備ごとに、セ適合性一覧表として取りまとめているもの。
0:41:00	で、
0:41:00	それに紐づく個別、適合性を確認するための関連資料として配置図であったりとか系統図とかを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:10	構成としているものになります。
0:41:14	で、
0:41:18	今回ですね、P54の補足の1には、考え方を説明させていただいて記載していますけれども、
0:41:27	左側の方の説明に関しましてはこれせ、適合性一覧表の層位箇所についての説明になっております。
0:41:35	ここで言いたいことは、類型化としては考え方は今日の2で整理させていただいていますが、
0:41:42	実際その考え方自体に対しての総意を表としてまとめているその資料の構成については、構成そのものに違いはありませんということをご説明させていただいている。
0:41:54	ものになります。
0:41:56	43条の表の2で、小部通の相違につきましては、表の1に
0:42:03	間まとめて書いてますけれども、
0:42:06	実際に詳細につきましては今日の2の方で、審査いただいている内容となりますのでここでは構成として大きな相違はないということに記載しているものになります。
0:42:18	で、右側の方になりますけれどもこちら関連資料の層位箇所、これもこちらですね資料の構成の相違についてということに記載させていただいております。
0:42:29	関連資料としましては今回、54条におきましては、
0:42:35	大井と女川との比較、3年で比較をしております。
0:42:40	いずれもですね一部各エビデンスについては、示している内容が場所が、その図面等によって違いが、
0:42:50	あり、ありますけれども、いずれかの資料には記載していますというようなことをここで比較した内容としてまとめて書いているものです。
0:43:01	ただ実際にはですね資料構成としましては女川の資料構成に従った形で今現在整理している。
0:43:09	ことで今、
0:43:12	適正化をしている。
0:43:14	ことにしていますので、
0:43:16	実際にその比較の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:20	結果としまして差異があるような内容につきましては、定義そこは相違理由について示しているということで、資料を随時適正化しているということになります。
0:43:34	続きまして、個別の内容の説明させていただきたいと思います。
0:43:42	資料の54-2-1。
0:43:46	になりますけれどもこちらが、
0:43:49	54-2の配置図の、
0:43:51	図面になります。
0:43:54	こちら、配置図としましては井関分散であったりとか
0:43:59	を示す。
0:44:01	資料として構成しております。
0:44:04	一部、今まで配置図をエリアごとにパターン記載していたところはあったんですけれども女川の構成が、手順ごとにまとめているところがあったりしましたので、
0:44:16	それに合わせた形で資料は再配置した形で示している内容にしております。
0:44:23	具体的には54-2-2に、
0:44:25	で説明しますけれども、
0:44:28	屋外配置図が、こちらもともと我々、一括提出させていただいた際にはこちらなかったんですけれども、女川の資料構成に合わせて、
0:44:40	屋外の保管場所を含めた形で整理して、今回付けております。
0:44:48	で、あとはですね、54-2-8になりますけれども、
0:44:55	こちら写真の方、現場の写真ですねデービーの設備、
0:45:00	機能喪失するDBの設備が、現場写真としては女川の方で一部ついていたというところがありますのでこちら女川の資料構成に合わせた形で、写真を貼ったりというような資料構成を、
0:45:13	しております。
0:45:16	配置図は以上。
0:45:17	あと、
0:45:19	そういう理由についても、
0:45:23	設備であったりとか手段の相違だ。
0:45:26	によって資料構成が異なる部分がありましたのでこちらにつきましてもそういう理由には、その旨を記載しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:36	あとコメントで一部いただいております原子炉建屋の内の支援法規等の書き分けですね、こちらの方が、
0:45:45	今回の提示させていただいてる資料では、54-2-4 とかにも
0:45:51	燃料取扱棟っていう明許させていただいた部分はあったんですけどもただ他の部分ですねまだちょっと追いついてない部分がございますのでちょっとここは引き続き、
0:46:03	修正させていただくということにしております。
0:46:09	配置図につきましては以上です。
0:46:12	次が、54-3-1 からが、試験検査説明資料、
0:46:18	になります。こちらですね左右、3年表で、
0:46:24	非架空として対象があったりなかったりというような資料構成でちょっと、
0:46:29	ございましたので、こちらにつきましても、
0:46:32	もう一度見直しまして、比較対象として適切なものを貼り付けて、災害のものについては、そういう理由を明確化しているということにしております。
0:46:45	54 の、
0:46:47	3-11。
0:46:50	等においても、もともと、こちら大井の資料構成ということは今まで行っていたんですけどもこれ、
0:46:59	58条ではですね監視計器に関しては、資料構成がオノ女川の主要構成に合わせた形に、
0:47:06	変えていってる部分がありましたのでここも条文間の整合を図って、
0:47:12	資料構成を見直したというものにしております。
0:47:17	こちらも引き続き、
0:47:19	適正化を図っていくと、各条文に展開していくということ、
0:47:23	今はやっているということになります。
0:47:28	あと 54-4 の系統図こちらにつきましては、
0:47:32	技術的能力とかの系統図との整合性を、
0:47:38	合わせた形にしておりますのでこちらも引き続き、他条文での資料の変更があったら、随時ここも更新していくということで、
0:47:47	作業をしております。
0:47:53	で、同じ次ですね、54-6 の、こちら単線結線図につきましても、同様に技術的能力での、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:02	用いられている資料と同じ。
0:48:04	内容になりますので、こちらでも整合性を図っていくというものになります。
0:48:12	54-7が接続図というものをつけております。
0:48:17	こちらは、可搬型設備の放送の接続ご事情に関しては、ホースの接続等の資料を、
0:48:24	付けておまして、
0:48:27	もともと燃料貯蔵槽への注水のForceルートが、詳細なルート図が記載していなかったというところが前回ありましたのでこちらでも、
0:48:39	女川のCOO構成に合わせた形で、
0:48:43	明確化するような内容を資料として追加しているということをやっております。
0:48:52	それが54-7-2になりますね。
0:48:56	ごめんなさい、54-7-4の方になります。こちらでもともと添付していなかったんですけどもこちら追加をしております。
0:49:09	きまして、
0:49:12	54-8が、保管場所図になります。
0:49:17	こちらは、資料としましては、位置的分散を示す内容を、
0:49:21	エビデンスとして示しているものになりますけれども、
0:49:25	オクがEの設備を中心に、もともと資料構成をしていたんですけども建屋内に設置しているデービーとの位置的、
0:49:34	分散というところの示す内容が一部、女川等と比較しましても不足していた部分がありましたのでこちらでも、
0:49:43	54-8-2にあります通り、
0:49:46	縦や一の記載とともにその建屋に格納され、設置しているレーリ一設備につきましても明確化を図った図面に修正を行っております。
0:50:02	で、54-9、こちらアクセスルート図になりますけどもこちら技術的能力の資料。
0:50:09	同じく、設備側に展開してるものとなりますのでこちらでも適宜、アクセスルート図、技術的能力の資料に合わせて整合性を図っていくということを、
0:50:20	行っております。今回は、前回、生かせさせていただいた箇所からの変更はありません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:29	一応ここまでが、S Aの適応性一覧とそれに関わる的エビデンス類、
0:50:36	各条に展開する共通的な資料、説明につきましてはここまでが以上となります。
0:50:45	込まれていった。
0:50:47	はい。
0:50:54	はい。北海道電力田口です今
0:50:57	加来。
0:50:58	関連資料についてポイントのところをご説明しましたけれどもそれらを取りまとめたのが、54の補足の2ということで1枚めくっていただいたところに、今までの公開の条文との比較表を作っていた本部側の方ですね。
0:51:11	あれと同じようにどういうところを、
0:51:13	合わせ込みに行っているのかというようなところを一覧で記載をしています。
0:51:20	補足資料について女川と並べて比較ができるのは、この50条くらいだと思っていますので、ここで検出したものを、この考え方に基づいて前条に展開していきますというような、
0:51:32	整理をしていこうと考えています。ですので、先ほど
0:51:36	ポイントちょっと積みましたけども、そういうところを各条にすべて展開していくと、補足の2で書いているようなものが充実した形で、補足資料が完成していくというような作業をしております。
0:51:49	じゃ、続きを、
0:51:54	はい。それでは補足説明資料でいきますと54-10になりますけれども、こちら、コメント回答資料を、
0:52:06	のがございますので、そちらをご説明します資料5-3、コメント回答リストのナンバー11番です。
0:52:16	線量評価モデルを、その大井に合わせて見直すということを、会合でもご説明させて、
0:52:25	いただいたかなあとと思いますが、それに対する資料を、戸部別紙資料5-4というヒアリングにおけるコメント回答資料と、
0:52:38	いう紙で用意して参りましたのでこれを後、簡単にご説明します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:45	線量評価モデルを大いに合わせて見直すことについて今後結果を説明することという事実確認が残ってございました。
0:52:56	大井に倣って、使用済み燃料ピット付近の放射線量率を求めるための評価モデル。
0:53:04	これを、下の方にあるような、従来のモデル、
0:53:10	何ていうんでしょうか、体積線源モデルっていう言い方をしてみましたけども、
0:53:16	それを、大井と同じような燃料集合体1本、これをモデルしてモデル化してそれを複数本ある燃料体貯蔵体の数だけあるよというモデルに見直しましたと。
0:53:29	していますその結果が裏側の2ページ目のグラフですけども、モデル変更の結果が、それほど大きな
0:53:44	大きく変わることはなくて、もともと使用済み燃料ピット可搬型エリアモニターで、その使用済み燃料ピットエリアの線量率を推定すると。
0:53:57	いうことにしてみましたけれども、そのモニターを変えたりとか、設置場所を変えたりとか、そんなことをする必要はなく、評価だけ見直すこととしましたと。
0:54:09	いうことになります。コメント回答は以上です。
0:54:15	あとは54-11以降は、特に、ちょっと何でしょう、差異理由の充実とかそういうことを少しして今回ご提示5月末一括提出版から少し再利用ふやしたりとか、
0:54:30	した部分がありますけれども、
0:54:33	特に、
0:54:35	ご説明する部分はないんですが、
0:54:40	1点だけ、ちょっと資料反映間に合わなかった部分だけ補足させてください。
0:54:48	資料54の中に、補足説明資料でいきますと54-12の
0:55:00	ごめんなさいね写真が入ってあったところ、
0:55:04	あれはたった54-12-6ページとか、
0:55:08	9ページで、
0:55:12	サイフォンブレーカーの閉塞が疑われる場合には器具を用いて、確認すると、いうことを前回

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:20	確認としてですね、こういう先行の実績あるんだろかっていうことの確認があったかと思えますこれちょっといろいろ確認する時間かかって、
0:55:31	資料にちょっと反映できてないんですけども、まず実績としては、
0:55:35	高浜の12号炉、
0:55:38	これとはちょっと形違うんですけども、棒の先端に何かそういうビニールをつけたようなもので、確認するというふうに記載している。
0:55:51	実績がありました。
0:55:55	あれ、ごめんなさい。わかりました。
0:56:00	ございました。
0:56:02	Jアラート。
0:56:13	はい。で、基本、
0:56:16	何ていうんでしょう。考え方としてはサイフォンブレイカー、54-12-6 ページでいきますと、
0:56:25	サイフォンブレイカーの閉塞が疑われる場合は器具を用いて閉塞していないことを確認するというふうに書いている。
0:56:33	オオイワ目視により確認できるというところです。基本、その4歩11までですね、いろいろその突き出し資料が少ないとか、能力的に
0:56:47	発生応力も少ないとか、いうことをご説明しております、基本的にサイフォンブレイカーの閉塞は考えづらいというふうにご説明し、
0:56:57	てますけれども、
0:56:59	水流による目視による確認というのがちょっと泊の場合、ちょっと難しい目だということでこういう器具を使って、要は、
0:57:09	見にくい場合には器具を使って確認するようにしようという考えで、
0:57:15	実施したものです。
0:57:17	これは、
0:57:18	今、差異理由欄の充実間に合わなかったんですけど、5月の6月末の提出のときに少しこういった部分を再理由として、補充、補強しようと思っています。
0:57:31	ご説明以上になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:36	規制庁の木本です今のところはあれですか高浜っておっしゃって たんで、
0:57:44	ここの記載も、ボポツでしたっけ、の記載も、
0:57:51	同じっていう理解でいいですか。
0:57:53	ですね。
0:57:55	ちょっと今、なのでこんこん
0:57:59	次回提出するときに、高浜12号を貼るのがいいかなというふうには は思いますが、全く一緒ではないんです。
0:58:10	ですね、今ちょっと持ってきたものでいくと、財布
0:58:14	高浜12号の資料サイフオンブレイカーから水が出ていることは、 ていうのがそこ共通ですね。
0:58:21	添付の写真に示す通り目視による確認が困難なことから、
0:58:27	棒に紐上のビニールを正した小道具を使用して確認することで、 閉塞していないことを確認する。
0:58:34	そんな書き方にしています。
0:58:40	目視による確認が困難なことからっていうふうに、
0:58:46	言っています高浜はですね、そこは、泊としては、
0:58:51	目視でも見えないことはないんだけど、いやより確実に確認 するためにこういう治具も用意しましたっていうスタンスではあ ります。
0:59:03	はい。はい。
0:59:09	規制庁秋本です。それだったらあれじゃないですか目次も別にでき るんですけど。
0:59:18	いうことは言うておく必要がないってことですか。
0:59:23	北海道電力イチタニです。ごめんなさいちょっと私の言い方がち よっと間違えました。
0:59:32	水が出ていることを目視により確認できるって書いてしまうと、 やはりなかなかちょっと難しいってというのが現場の見解でござい ました。北海道電力イチタニです。
0:59:46	ですので、
0:59:49	はい。
0:59:54	はい。奥田。
0:59:58	はい。
1:00:04	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:07	はい。ちょっと高浜 12 号に実績あるということがわかりましたので、書き方も踏まえて記載を見直した方がいいかどうかは少し、
1:00:17	現場とも話してですね、6 月提出版に反映したいと思います。はい。
1:00:22	はい。終わります。はい。
1:01:41	規制庁秋本ですそれで何点か確認ですけれども、
1:01:48	ちなみにちょっと今、
1:01:50	気づいたので、お伝えしておくと比較結果のまとめ。
1:01:54	のところで、
1:01:57	これは 54 補足 2 っていうページですかね。
1:02:02	一番最初についてるやつ、
1:02:05	次のページのタイトルなんか変じゃないですか。
1:02:24	規制庁アキモトでそれとあと 54 の中の、46 ページの、
1:02:30	補足資料の 6 ページ。
1:02:34	ヒ素補足資料 6 ですね。
1:02:38	第 1 図が黄色枠発注がされてるんですけど、これは何か変わった
1:02:46	だっていうことですか。
1:02:58	変更前変更。
1:03:03	北海道電力のイチタニです。
1:03:07	江藤本店、沖
1:03:10	ダンスさん。はい。ちょっとあれなんですけどこれタイトルつけたんでしたっけね確か。
1:03:17	今回
1:03:18	の沖田です。本店から回答させていただきます。これ
1:03:21	の図版とタイトルが、こんな資料なかったものですから、
1:03:27	基本的な東とタイトルは、書いた方がいいだろうというところで今回追加したものになります。以上です。
1:03:35	規制庁秋本です。わかりました。あれですね下のやつと比べると、黄色枠があれば、図も変わっているっていうことですね理解しました。だから図は変わってないよってことですね。はいはいはい。
1:03:50	はい、わかりました。それと、
1:03:53	54-12-3 ページ、もう、
1:04:00	黄色ハッチが大分あるんですけどこれは
1:04:06	多いとかと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:10	同じ方針だから、それで説明したっていう感じですかね。
1:04:15	はい。北海道電力のイチタニですこれ、今回、5月末一括提出。
1:04:26	した時に、
1:04:29	黄色く塗っていた箇所です。
1:04:33	まだ5月末提出時点でご説明をしていないからそのまま黄色は残ってるんですけど、なのでイトウの最新化によってこの黄色が変わった部分です。はい。はい。はい。
1:04:52	規制庁秋本それで後は、資料5-4でいただいて、
1:04:59	照屋通ですけど、
1:05:03	これは結局はだからあれですかね今回もルーの方が空間す、一番最後のところで、空間線量率を、
1:05:12	ほんま保守的な空間線量率を与えますってことなんで、だから今回モデルの方が保守的、
1:05:18	ていうことなんですネ。
1:05:39	北海道電力運天キクチでございます。
1:05:44	資料5-4の2ページ目のこのグラフですけども、
1:05:48	今回モデルと従来モデルの一番の違いが出るのは、
1:05:54	横軸、
1:05:57	燃料集合体上部の水遮へい厚、これが0になって、
1:06:01	以降のところになりまして、水遮へいがなくなりますと、今回モデルの方が線量が低く、
1:06:11	評価されまして、
1:06:14	燃料の上部上端がみずから露出したというタイミングがより早くわかると。
1:06:22	ということで見直しを行っております。
1:06:26	以上です。
1:07:46	はい。
1:07:47	はい。
1:08:54	規制庁秋本でその他何かありますか。大丈夫ですか。じゃあ、
1:08:59	54条の。
1:09:03	嘘食うで、
1:09:05	このような感じで、
1:09:07	展開していただいて、適切になるようにしていただければと思いますと。
1:09:15	はい。その他、何か54条関係で何かありますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:31	じゃあ、規制庁アキモトでそれではじゃあ、54条のヒアリングは以上で休憩を15分ほど挟んで、次のヒアリングをしたいと思います。休憩します。
1:09:55	はい、規制庁オオツカですそれでは出席者そろえましたので、ヒアリングの方再開したいと思います。
1:10:01	通信連絡関係ということで、まず事業者の方から説明をお願いします。
1:10:06	はい。北海道電力の高橋です。本日は通信連絡設備ということで、35条62条、技術的能力の1.19。
1:10:15	についてコメント回答を、ヒアリングでのコメント回答1件、残ってございますので、コメント回答させていただきたいと思います。さらにですね、58条の方の計装設備、
1:10:29	こちらの方で、管理事務所の耐震があるのかないのかっていうようなご質問をいただいてございまして、こちらについては、通信連絡設備もこの管理事務所通るLineでございますので、
1:10:44	そういった形で関係がございまして、その2件のコメント回答をさせていただきたいと思います。
1:10:52	コメント回答させていただく前にですね、大変申しわけございませんけれども、今回資料提出、それからヒアリングに向けてですね、
1:11:02	記載についていろいろ確認をさせていただきましたけれども、比較表で話させていただいてます。先行電力空さんの
1:11:14	記載につきまして文章をそれから表の転記ミスが見つかってございます。
1:11:21	この転記ミスはですね、もともと入手していたDたんですけども、この汚泥たがコピーがなかなかできないとか、
1:11:34	あとは表の解像度とかを上げようということで、当社の方で手作業で作成をさせていただいてございます。
1:11:44	そういった中で一部誤記であったり、転記ミスが見つかった
1:11:50	たということで、
1:11:53	我々の方についてもですね、チェックはしていた、いましたけれども、結果的に見逃してるというようなところがございまして、
1:12:04	大変申し訳ございませんでした。
1:12:07	今回比較表を2添付している、記載についてはすべて修正をさせていただくとともにですね、この県下条文においても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:17	同様のミスがあるのではないかとということで、今全条文、再チェックを実施させていただいているところでございます。
1:12:27	転記ミス等ございましたけれども、3号炉の記載方針ですとか、内容を大きく変更になるようなところはないというふうに考えてございます。
1:12:38	大変申し訳ございませんでした。
1:12:41	それではですね、
1:12:43	通信連絡設備のですねコメント回答ということで、SPDSの関係から当社ササキの方からご説明をさせていただきたいと思いません。
1:12:56	北海道電力の笹木です。まず私の方から35条、ヒアリングコメントリストの回答については志賀2件、ご説明させていただきます。
1:13:05	まず資料の方ですけれども、資料6-3の35条コメント回答リストの2ページ目をご覧ください。
1:13:16	まずこちらナンバー6のコメント内容からですが、3月23日時点のヒアリング資料において、
1:13:23	単に、データ伝送設備発電所内は、と記載している箇所と、
1:13:28	安全パラメータ表示システム、括弧SPDSのうち、データ伝送設備各発電所内はと。
1:13:34	装飾した記載を用いている箇所、この二つが混在しており、資料内での整合がとれていないといった趣旨のコメントをいただきました。
1:13:43	回答ですけれども、記載の整合性の観点から、今回安全パラメータ表示システム、括弧SPDSの内といった補装飾した記載を削除することとしまして、
1:13:54	設備創傷述べる際には、単に、データ伝送設備各発電所内は、といった記載に修正統一することといたしました。
1:14:03	なお本件の記載についてなんですけれども、まとめ資料においては、4月13日の審査会合資料にすでに反映済みであり、比較表においても、3月末の一斉提出において、すべて修正済みになっております。
1:14:17	またですね、本件は5月16日に実施していただきました緊急時対策所のヒアリングにおいても、同様の内容をご説明させていただいておりますので、その旨を回答欄の後段に記載しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:31	なお参考情報になるんですけれどもその安全パラメーターカッコ S P D S というシステム名称につきましては、その収集部と伝送部、それから表示部、この三つから構成されるものを指しております、
1:14:45	収集部こちらの収集計算機とか収集装置っていうものなんですけれども、こちらはプラント側に設置して表示端末、こちらのノート P C とかになるんですけれども、これは緊対所に設置するという、
1:14:57	こういった点は各社同様になっておりますけれども、
1:15:00	P W R と B W R で、その伝送分、当社ですと、電送サーバーなんですけれども、こちらの設置箇所っていうのが、P と B で、異なっております。
1:15:10	それに伴って設備構成が異なっております、
1:15:14	この点が条文間での名称が異なる理由となっております。
1:15:19	例えば B W R の構成ですと、伝送部、こちらを緊対所に設置するという関係から、条文間、34 条とか 35 条の間で名称を統一することができるんですけれども、
1:15:32	P W R の設計方針でこの伝送分をプラント査定側に、建屋側に設置するっていう方針ですと、
1:15:39	機能ごとに、
1:15:41	設備を分割できるような構成となっております、
1:15:44	例えば 58 条ですと、58 条で所内のパラメータ記録が要求されておりますけれども、
1:15:51	所内でのパラメーター記録っていう点に限定した場合においては、この S P D S の三つのうち、収集部と表示部、こちらがあれば、
1:16:00	機能を実現できるという構成でございます。
1:16:04	こういうふうに機能を限定した場合の故障といたしまして、データ伝送設備の各発電所内という名称を用いております。
1:16:13	以上が 1 件目のコメント回答になりまして、続いて 2 件目のコメント回答になるんですけれども、引き続き、資料 6-3 の 3 ページ目をご覧ください。
1:16:28	こちらはですね 4 月 11 日に実施していただきました 58 条の計装設備のヒアリングにおいて、
1:16:36	いただいたコメントの回答になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:39	Sコメント内容についてなんですけども、データ伝送設備ですとか、SPDSの概要図に記載されている管理事務所、こちらの耐震性について質疑をいただきました。
1:16:50	本件の回答なんですけども実際修正後の当該図を交えてご説明させていただきたいと思います。資料6-1、35条のまとめ資料の、
1:17:02	35条の28ページをご覧ください。
1:17:12	すいません。
1:17:13	はい。
1:17:14	35条の28ページになります。
1:17:26	はい。こちらの、
1:17:27	第2.7-1図ということで、
1:17:30	こちらの図のですね真ん中やや下に管理事務所というものを記載させておりますが、
1:17:37	この前回提出させていただいた資料においてはですね、こちらの管理事務所というのが、耐震性を確保している3号炉原子炉補助建屋内に、
1:17:47	こちらの非耐震の管理事務所が収容されているかのようにちょっと記載されておりました。
1:17:53	ですけれども、本来はこれそれぞれ別の建物ですので、記載のレイアウト、3号炉の原子炉補助建屋と管理事務所を分けるといった記載の修正化を実施しております。
1:18:05	こちらにつきましては62条の適合性の観点で申し上げますけれども、
1:18:11	管理事務所を通過ですね、有線系回線にいて、
1:18:16	発電所外のERSSに伝送するといったライン、こちらはですね非耐震ですけれども、
1:18:21	耐震性を有する主衛星アンテナでの伝送を実施しておりますのでこの衛星回線で耐震性を確保しております。
1:18:31	本店パラメータを共有するっていう点についてなんですけども、こちらは非耐震の有線系回線と耐震ありの衛星系改正により、データを伝送している。
1:18:42	統合原子力防災ネットワーク、こちらの図の右側に書いてあるんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:48	統合原子力防災ネットワーク、こちらを介して、ERSS伝送パラメータを監視することができる端末っていうものを、本店に別途配備しております。
1:18:58	この端末があることにおいて、重大事故時においても、本店でパラメータを確認できる設計としております。
1:19:05	さらに、
1:19:06	耐震性を確保した衛星電話のFAXというものも配備しておりますので、
1:19:11	重大事故時においても、本店のパラメータ一級が可能な設計としておりまして、多様性を有するような設計としております。
1:19:19	以上が回答になります。ちょっと説明者を大和のほうにかわらせていただきます。
1:19:28	はい。北海道電力の山元です。続きまして35条、62条あと技術的能力1.19の今回の主な変更点につきまして、適正化箇所リストと比較表を用いましてご説明させていただきます。
1:19:43	まずは、62条のご説明となります。資料が番号が変わって、7-10、
1:19:52	でよろしいですかね。
1:19:53	はい。
1:19:54	2-10ですかね。
1:19:58	えっと、62条の適正化リスト。
1:20:06	あ、申し訳ございません。
1:20:10	はい。
1:20:11	62条の比較表が資料のすいません私の手元に菜乃子だったので、
1:20:20	はい。
1:20:24	はい。
1:20:26	それではですね比較表の62-57ページお願いいたします。
1:20:38	はい。こちらの適正化処理ストーンナンバー24になりますけれども、衛星電話設備の携帯型、あとは無線連絡設備の携帯型あと携行型通話装置、
1:20:51	こちらの設備にてですね、充電式電池、または関連徴収をする設計としておりましたけれども、62条の適合性を説明する資料としましてですねこちらの記載が、
1:21:01	丸ごと抜けてしまっておりますので今回記載のほう追加させていただいております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:05	なおこちらの記載につきましてはですね、同じく比較表の 62-4 ページになるんですけども、
1:21:20	はい。こちら上から 3 プラス 3 パラグラフ目ですね、の方に同一の記載をしておりますして今回新たに設計変更等による記載ではございません。
1:21:31	はい。続きまして技術的能力 1.19 についてご説明させていただきます。それでは資料の 7-9、2-9 ですかね。
1:21:44	と、その同じく比較表が資料の 2-2 になるんでしょうか。7-2。
1:22:08	はい。すいません。ページ番号が比較表で 1.19-6 ページになります。
1:22:21	はい。
1:22:22	こちらで適正箇所リストのナンバー、
1:22:26	ナンバー 2 になるんですけども、
1:22:28	発電所外の通信連絡設備を行う設備としましてと記載しております設備の一覧にですね、無線通信装置という記載を追加してございます。こちらの記載につきましてはですね、
1:22:40	緊急対策所にて現統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、こちらの設備を使用する際に、発電所内の建屋間を接続しております有線ケーブル、こちらがですね
1:22:54	耐震性を持たせてな、持たせることができない構成となっておりますのでこちらのケーブルが万が一切断してしまいました。
1:23:00	場合にですね、それでも機能を維持するためにですね無線系の通信炉を耐震形の設計で持たせていると、そのために使用している設備となっております。こちらの設備につきましては、
1:23:12	先ほど 62 条の比較表になるんですけども、
1:23:17	資料 2-5 ですかね。
1:23:19	62-100 ページ、108 ページお願いいたします。
1:23:40	はい。すいません。62-108 ページにですね、表 2-19-46、重大事故と対象設備で使用する一覧、発電所外の通信連絡設備一覧がございまして、
1:23:53	こちらのですね、りゅう流路括弧伝送路のところにですね無線通信装置という記載がございましてこちらの設備と同一のものとなります。
1:24:02	泊羽田発電所 3 号の通信連絡設備の設置許可基準の説明につきましては以上となります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:13	はい、規制庁オオツカですご説明ありがとうございました。
1:24:16	それでは確認に入りたいと思います。
1:24:20	念のため私からちょっと1点だけ確認なんですけど、
1:24:23	コメント回答の、
1:24:25	二つ目のところですねNo. 7のコメント回答で、
1:24:36	管理事務所、
1:24:39	にある衛星アンテナと衛星系改正によって、
1:24:43	耐震性を確保しているっていう記載なんですけど。
1:24:46	具体的にはどう、どうやって耐震性を確保しているのかちょっと説明を詳しくお願いします。
1:24:53	北海道電力の笹木でございます。まず最初になんですけども、今ご指摘いただきました35条コメント回答リストのナンバー7番ちょっと回答リストの回答概要につきましてちょっと誤字がございましたので、
1:25:06	ちょっと申し訳ございませんでした。回答なんですけどもちょっと図を用いてご説明させていただこうと思います。
1:25:14	35条のまとめ資料の、先ほど見ていただいて35条の28ページ、こちらをちょっと用いてご説明させていただきたいと思います。
1:25:25	35条まとめ資料の、
1:25:27	ページ数が35条28ページになります。
1:25:35	こちら、図2.7-1図ということで、すみませんまずですねこちらの図の構成の中身からちょっとご説明させていただきたいんですけども、グレーハッチングしてる箇所が、耐震性を確保している範囲になります。
1:25:50	先ほどご説明させていただきました、耐震性を確保している衛星アンテナでの伝送といった時の衛星アンテナというものはですね、
1:26:00	管理事務所にあるのではなくて、3号の原子炉建屋の屋上に設置してございます。
1:26:06	図で申し上げますと、図2.7-1図の、ちょっと真ん中の上部にですね、ちょっと字が見つらいかもしれないんですけども、衛星アンテナというものをグレーハッチングの範囲内に記載させていただいております。
1:26:20	このアンテナでの伝送を行うことによって耐震性を確保しているといった回答になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:26	以上が回答になるんですけれども、趣旨あってましたでしょうか。
1:26:30	規制庁大塚です。承知しました。だから今なんか、この管理事務所の資格の
1:26:37	上についてるのは、
1:26:39	ここで説明してるものとは別物ってことです。ご認識の通りでございまして、管理事務所の方に記載させていただいております。こちらのアンテナのような絵になるんですけれどもこちら無線鉄塔になってございます。こちらの無線につきましては日田医師になっている、おります。
1:26:55	規制庁大塚です。理解しましてありがとうございます。私からの確認は以上です。他に何かコメント回答について確認ありますでしょうか。
1:27:11	規制庁の平本です。コメント回答の最初の6番の、
1:27:17	方ですけれども、
1:27:19	安全パラメータ表示システムとそれからデータ伝送設備括弧発電所内と括弧発電所外と、
1:27:28	いうこの名称なんですけれども、
1:27:31	これは
1:27:34	今、
1:27:36	35条と、
1:27:38	それから34条等を、
1:27:41	61条と62条と58条とですね。
1:27:44	5ヶ所が出てくるわけですけどね。
1:27:47	5ヶ所出てくるんですけどもよ、その呼び名がね。
1:27:52	35条と61条のところは、
1:27:57	SPDSって書いてあって、
1:28:00	それ以外の三つのところはアノで、SPDSという名称が出てこないんですけれども、
1:28:08	小令和、その名称が、
1:28:12	その統一されてないっていうふうなことだと思うんですけども、それはどういうふうに考えてるんでしょう。
1:28:21	北海道電力の笹木でございます。
1:28:23	先ほどのコメント回答の中ですみません口頭でご説明させていただいたんですけれども口頭であとはすいません、イメージがつき

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	にくかったかなと思いますので、すいません資格表、35条の方の比較表をちょっとご覧いただきなっていたきたいんですけども、
1:28:39	よろしいですかね。35条のですね、取りまとめた資料の5ページ目というものをちょっとご覧ください。
1:28:52	こちらの5ページ目にとですね
1:28:55	当社、それとあとは女川さんの重立った相違をまとめる表になります。
1:29:02	5ページ目に記載していますナンバー10のデータ伝送設備発電所内、これの構成の相違っていうものを、
1:29:10	三社でまとめてございます。
1:29:14	まずですね34条、61条、緊急時対策所で用いている安全パラメータ表示システム、こちらの設備名称ではなくて、設備の総称。チーム名になっているんですけども、こちらの安全パラメータ表示システムというものはですね、
1:29:30	泊3号炉内のポンチ絵をご覧になっていただきたいんですけども、
1:29:35	当社が安全パラメータ表示システムっていうふうに説明した場合にはですね、E R S Sの伝送サーバー、それとデータ収集計算機、
1:29:45	それとアノデータ表示端末というこちらの三つを含めたものを、
1:29:50	安全パラメータ表示システムというふうに説明してございます。
1:29:54	34条におきましては、これら三つを説明する必要性がございまして、これら三つをまとめて、ちょっと省略しますけどもSPDSっていうふうにご説明させていただいております。
1:30:05	一方ですね35条や、62条、それから58条、
1:30:10	こちらで要求されているものとしましては所内でのパラメーターの監視ですとか、パラメータの記録っていうものを、要求されていると。
1:30:19	認識しております。
1:30:21	こちらの所内での活動2限定した場合にはですね。
1:30:25	泊3号炉内のポンチ絵でしか赤枠で示してる範囲になるんですけども、データ収集計算機、それからデータ表示端末、この二つがあれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:35	所内でのパラメーターの共有ですとか、所内でのパラメータの記録しているものが可能になります。
1:30:41	ですのでこの二つを指す場合には、データ伝送設備の発電所内というふうに表現させていただいております、
1:30:48	名称が統一できていないというのではなくて、条文によって必要になる機能ごとによって、その名称を変えさせていただいているというような状況になってございます。
1:30:59	以上が回答になるんですけども、
1:31:04	何かご趣旨合ってますでしょうか。
1:31:12	規制庁の平松ですけども、35条の場合は、結局三つの設備をね、35条の中ではすべて、
1:31:22	要求スルーは形でしょうね。
1:31:28	上場。
1:31:29	そんな、
1:31:32	うん。
1:31:33	15条の前の活動においては、収集計算機とデータ表示端末の二つっていうか、
1:31:40	30、35条の方は、所内の活動と、それから所外への通信と両方を要求してますよね。
1:31:49	両方を満たそうと思ったらこの三つの設備をみんな使うわけですよ。
1:31:57	それでもやっぱり全体のシステム。
1:32:01	名称というのは使わないってことなんですか。
1:32:59	中富山です。北電さんの記載の方針というのは理解しました。
1:33:15	規制庁脇本ですちょっと1ヶ所確認ですけどコンペコメントのさっきのアノオオツカからあった7番の確認で、
1:33:25	あとは本店へのプラントパラメータの共有については、
1:33:29	デンス転送している。
1:33:32	ERSS伝送パラメータを監視することができる端末を本店に、
1:33:37	別途整備していることから、
1:33:41	本、
1:33:42	本店でプラントパラメータを確認できる設計としておりますっていうところなんですけど。
1:33:47	これはあれですか図には入っていないっていう理解でいいんですかその35条の28の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:57	ところだと、今のところは、
1:34:00	どういう関係になるんですか。
1:34:05	北海道電力の笹木でございます。先ほどご説明させていただきました、このERSS伝送パラメータを監視できる端末を別途本店に配備してるっていうところの意味合いなんですけどもこちらの、
1:34:18	通信連絡設備の中で用いているSPDSの概要図の中には記載しておりません。
1:34:25	ちょっと記載してないことがちょっと別途配備するというなことでご説明させていただきました。
1:36:55	35の83ページのところで言っている。
1:37:00	尾野青野。
1:37:03	この本店の上にある衛星アンテナの②から来てるやつっていうのが、
1:37:08	それじゃないのかなと思ったんだけど違うんでしたっけ。
1:37:14	北海道久野佐々木です。こちらは女川ワーさんが記載されているこちらの、
1:37:21	プラント側にあるフェイスアンテナから①ってことで通ってですね通信事業者回線を通して本店に行く回線、こちらはですね先ほど説明させていただいたものとは別のものになっておりまして、
1:37:35	先行BWRさんは、プラント側から通信事業者回線を通して衛星で本店に伝送してる回線というのをプラスアルファで配備してるような状況になります。
1:37:46	私が先ほどご説明させていただいたものは通信事業者回線ではなくてですね、統合原子力防災ネットワークこちらを介して本店にデータを
1:37:56	送るとい、
1:37:57	流れになってございます。
1:37:59	以上になります。
1:42:29	富山ですちょっと牛尾町の打ち合わせしますはい。
1:43:20	はい、規制庁オオツカです他コメント回答について何か追加のコメントありますでしょうか。
1:43:26	はい、よろしければコメント回答以外で何か質問ある方いらっしゃいますでしょうか。
1:43:34	当然規制庁の田代です。資料1-1、お願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:40	一緒じゃないすね 7-1 ですか。
1:43:45	35 条のまとめ資料ですね。
1:43:49	6-1 です。
1:43:54	すいません、35 条の 11 ページなんですけれども、通信連絡設備の一覧表が表にて整理されていますが、これ裏側中に、
1:44:06	12 ページの設備概要にて、記載のある緊対所の指揮所と待機所の間にあるテレビ会議システムとかですね、あとインターフォン、こちらについては、
1:44:16	ちょっと一見表に記載がないように思えるんですけれどもこの部分についてどのような整理になっていますか。
1:44:24	はい。北海道電力の大和です。こちらの先ほどご質問いただきました緊急時対策所指揮所棟緊急時対策所待機所の間で設置しておりますテレビ会議システムとインターフォンですねこちらの設備につきましては、
1:44:38	S A 設備重大事故等の対処設備のみとしてエントリーさせていただいておりますので今回こちらの資料につきましては 35 条ということでデービーの設備となりますのでこちらの方の記載としては説明のリスト上には出てきておりません。
1:44:55	ありがとうございます。規制庁田代ですありがとうございます。一応確認なんですけど、これって、62 条のまとめ資料。
1:45:03	これ何、資料 7-3 ですかね。
1:45:06	この 27 ページにも同様の資料があるんですけれども、
1:45:12	こちらにも、同じように記載はないってということで、こちらも問題はないっていう認識でよろしいですか。
1:46:27	ちょっと確認中でございます。はい。
1:46:59	はい。北海道の山田でございます。それで資料がですね、62-12 ページ、ご確認いただけますでしょうか。
1:47:13	はい。
1:47:14	こちらの 10.12. 1.1 の概要のところですね、こちら設計基準事項が発生した場合のご説明をさせていただいておりますこちらの中ですね、
1:47:25	次のページ 62 の 13 ページになるんですけれども、10.12. 1.3 ということで主要設備の一覧をしようということで DB 設備としての一覧としてこちらの第 10.12. 1 表を添付させていただいております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:43	規制庁田代です。理解しました。ありがとうございます。
1:50:05	はい。規制庁大塚です。他に。はい。お願いします。
1:50:13	9条の方でちょっと細かい記載なんですけど資料6-235条比較表の
1:50:21	35-96ページをお願いします。
1:50:31	ここ一番上の緊急時対策所における通信連絡設備のフカワって書いてるんですけど、次から何か。
1:50:39	電源はってなってその次も電源が云々って書いてるんですけど。
1:50:45	オオイワ全部不可で書いてるような気がする。これ何か書き分けてる。
1:50:50	意図ってあるんでしょうか。
1:50:53	北海道電力の大和です。こちらの記載につきましてはセンコーの馬場さんの記載に合わせる形で、調整の方させていただいております。
1:51:29	おなかには電源はってという記載はないですけど、
1:51:33	どっかに失礼いたしました。
1:51:37	ここまでの電源は、
1:51:42	ちょっと記載の方検討させていただきたいと思います。
1:51:46	よろしくお願いします。次へと30512ページをお願いします。
1:51:58	真ん中に参考第15-1図ってというのがあって、
1:52:03	凡例じゃないですけど、下に、
1:52:06	ちょっと見にくいんですけど果実線枠の範囲ってというのがあって、
1:52:12	そこ説明がデータ性伝送設備、括弧発電所内の範囲って書いてて、青の方も発電所内の範囲って書いてて、
1:52:21	これ青の方って発電所外じゃないですかね。
1:52:25	今回応援力のササキでございます今ご指摘いただいた通りでございますこちら誤記になってございますのでちょっと修正させていただきます。で、
1:52:32	Aの赤枠が所内の範囲で、Bの青枠が障害の範囲ですのでこちら障害に修正させていただきます。
1:52:39	規制庁から技術であとこれ、上のところで設備分類整理について示すっていう。
1:52:46	うん。説明なんですけど、これなんかタイトルは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:50	設備の概要って、何か多いと書いてあるんですけど何かここは何か意図があるんでしょうか。
1:53:00	こちらはですね比較する大井さんの記載を踏襲する形で、参考のタイトルを設備分類としております。で、
1:53:10	こちらの図の説明については分類整理について、概要を何々示すってことをちょっと記載させていただいておりました。
1:53:30	以上です。
1:53:32	すいませんご指摘いただきましたとすいませんタイトルの方につきましても大井さんと同じように設備分類概要図の方にちょっとタイトルを修正させていただきます。
1:53:41	規制庁彼氏了解しました。
1:53:51	規制庁カドイ S A と資料の 7-2 の、
1:53:57	手順側の比較表の
1:54:01	1.19 の 74 ページをお願いしたいんですけど。
1:54:15	資料 7-2 の 1.1974 ページです。
1:54:23	緊急時対策所のところで一番最後のところ 2、通信連絡設備の電源設備を、
1:54:30	第 3 表第 4、第 4 表及び第 5、5 表に示すっていう記載があって、
1:54:36	これと同じ構成な資料があと補足の 62 と 35 条にもあるんですけど、
1:54:44	図表って多分同じなんですけどさしてるものが違ってて、
1:54:50	どうしょうか。
1:54:52	藤。
1:54:53	35 条だと。
1:55:02	それから、
1:55:05	資料 6 のあれ、6-1 か。
1:55:10	どれだ。
1:55:12	6-1 の 22 ページから、
1:55:22	22 ページから 24 ページに同じのがあって、そこでは、中操は、1 の表に示すって書いてあって、勤怠上は 1 及び 2 に示すって書いてあって、
1:55:34	補助建屋は 1234 に示すって書いてあるんですけど、
1:55:38	先ほどの手順の資料だと、
1:55:41	重曹は 3 票に示す D 緊対以上は 345 表に示す D。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:48	D補助建屋を表6に示すっていうので、何かさしてるものが違う気がするんですけど。
1:55:58	ここはいかがでしょう。
1:56:31	ちょっと少々確認させていただきます。
1:57:47	北電はササキでございますすみません。
1:57:50	呼び出してる表番号について
1:57:53	動きがあるかもしれませんのでちょっと改めて確認させていただきまして指しているものを呼び出す表につきまして適切に周知させていただきたいと思えます。規制庁の、
1:58:03	ちなみに62条の補足のほうは、資料7-4の62-8-11から13ページに記載があって、
1:58:13	これは35条のものと整合しているのでもっとそこを合わせて、
1:58:19	確認をお願いします。
1:58:23	承知いたしました62条の補足のほうもあわせて資料番号の呼び出し版違いについて改めて、確認させていただきます。以上になります。
1:58:33	規制庁で了解しますと、あと、
1:58:36	資料7-562条の比較表なんですけれども、
1:58:43	比較表60-37ページをお願いします。
1:58:54	ここの大友の一番下のところで設備仕様については第10.12.6条及び第10.12.7表に示すっていう記載があるんですけど、
1:59:04	この6表と7表。
1:59:06	資料中に見つからないんですけど、
1:59:12	そこはいかがでしょう。
1:59:15	北海道電力の笹木ですすみません資料番号、
1:59:19	再付番し直したときに瀬古修正が抜けてしまいましたので修正させていただきます。
1:59:25	規制庁川岸です。あと設備仕様についてはって書いてるんですけど、多分これ、アノんん行と3、
1:59:32	見ようかな。なんかそっち側の方さしてるのかなと思うんですけど。
1:59:37	そちら設備仕様じゃなくて、主要機器仕様ってなってるので、
1:59:42	ちょっとそこもあわせて確認をお願いします。北海道電力の笹木でございます。すみません今ご指摘いただきまして62条、62の、
1:59:52	37ページの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:54	一番下に記載させていただいてる青いパラグラフについてなんですけどこちら、今ご指摘いただきました通り、正しくは10テンジユウの2表3表になっておりまして、こちら10. 12-2表3表の表題がですね、
2:00:08	主要機器仕様になってございますので、先ほどの62-37ページのほうもこちらも表題に合わせて、主要仕様については、何々表に示すといった不要に修正させていただきます。
2:00:21	規制庁香田です。了解しました。次資料7-6で62の補足の比較表をお願いします。
2:00:31	ページが、
2:00:33	62の補足の91ページです。
2:00:46	ここの多分一番した大きいだと思うんですけど第62-5-4の三行に示すって書いてあって、多分5-4表かなと思うのでちょっとそこ確認をお願いします。
2:01:01	北海道電力大和でございます。おっしゃられる通りこちら誤記でしたので修正させていただきます。
2:01:07	規制庁として私からは以上です。
2:01:13	規制庁のちょっと1個だけ教えていただきたくてですね、比較表の35条の31ページの、
2:01:22	第10. 12-1表の通信制連絡設備の一覧表で、
2:01:29	ちょっと12条でも確認させていただいた、運転指令設備ってというのがあって大井の方見ると、
2:01:38	12号も入っていると、衛藤。
2:01:44	あれですかね泊は3校だけなのかなと思うんですけども、これはあれなんでしたっけ。泊は、12号の方の運転指令設備は使わないっていいことですか。
2:02:09	北海道電力の大和です。そこ、こちらの記載につきまして3号炉の運転指令装置につきましては3号炉に設置してます運転指令装置ですべて賄うことができますので、12号炉に設置してます。
2:02:23	運転指令装置については記載してございません。
2:02:29	規制庁ですわかりました。あれですかね大井の方は、あれなんですかね。34号だけの方だと足りないんで、12号も入れたってことなんですかね。
2:02:39	いや、若干住石になったのは、何かどっかテンパチ管理課の記載で運転指令装置は何か発電所。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:48	内のすべての、何かあれかな要因か何かに、
2:02:54	何かできますみたいな。
2:02:56	連絡できますみたいのが多いと同じように方針書いていて、
2:03:01	何かの設備は、その3号だけなのかっていうところで何かそこに違いがあって、気になっただけなんですけれども、泊は3号の方で全部できるということで理解しました。
2:03:35	他はよろしいでしょうか。
2:03:38	それではこちら側からの確認は以上となります事業者側から何か追加の説明確認事項ありますでしょうか。
2:03:50	北海道電力の高橋です。当社からは特にございません。
2:03:54	規制庁オオツカで承知しました。それではこれでヒアリングの方終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。